

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和2年5月26日開催)

1 委員

◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほ総合研究所 経済調査部長
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」の一部を改正することについて

3 審議会の意見等

「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」の一部を改正することは適当である。

(猪口委員)

・休業要請のステップ変更について、スポーツジムはステップ2から、カラオケについては他の遊戯施設と同じくステップ3から緩和するとの計画とに変更された。国からの事務連絡にあるように両業種ともに感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できるものであり、ステップの変更は妥当と考える。イベントの緩和についても国と対応を同じにするもので妥当と考える。

(太田委員)

・感染拡大防止の観点から、政府よりも厳格な東京都の休業要請緩和ステップの方が望ましいのは事実であるが、一方で東京都のみ厳格な基準で運用することの問題（周辺地域への顧客流入に伴う混雑の発生や都事業者への深刻な打撃など）もある。こうした状況も踏まえると、業種毎に作成される感染拡大予防ガイドラインの着実な実施による感染拡大防止策の徹底が大前提だが、国が示す自粛要請の方針と平仄を合わせる形で都の休業要請緩和ステップ等の一部を改正することは妥当と考える。

(大曲委員)

- ・ロードマップの一部を改正することに賛成する

(紙子委員)

- ・「休業要請緩和のステップ（施設別）」のとおり、緩和ステップの一部（対象施設、緩和時期）を改正することは適切である。

同じく「休業要請緩和のステップ（施設別）」の開催制限対象となるイベントの規模等の緩和については、基本的には適切であると考える。ただし、屋内イベントの緩和対象における収容率の制限（8月1日以降まで50%）に関しては、必須の条件とはせず他の代替策の余地を残すことも検討されてよいと考える。

(濱田委員)

- ・国からの事務連絡（令和2年5月25日）に基づいて改正されており、妥当と考える。可能であれば、国の表のように各ステップに具体的な日にちを入れておくといいのではないか。